本年末に非課税期間終了を迎える NISA をお持ちのお客様へ

非課税期間終了時におけるお手続きのお知らせ

2018 年 10 月
むさし証券株式会社

お客様が **2014（平成 26）年に一般 NISA 口座で購入された上場株式や公募株式投資信託等**（以下、「上場株式等」といいます）については、**本年 12 月末をもって 5 年間の非課税期間が終了**いたします。

「NISA 非課税期間満了通知書」(※) をご確認いただき、**非課税期間終了の前に以下①②③のいずれかをご選択のうえ、お手続きが必要な場合はお早めにお手続きいただきますようお願い申し上げます**。

選択①	選択②	選択③
来年（2019 年）分の非課税枠に移す（ロールオーバー）	**課税口座に移す（特定口座または一般口座）**	**非課税期間内のご売却（年内受渡）**
お手続きが**必要**です	お手続きは**不要**です	**年内に受渡が完了**となるようご注文ください

(※) 「NISA 非課税期間満了通知書」には、本年 9 月 28 日現在の、非課税期間終了を迎える NISA のお預り（銘柄名、数量）とご参考評価額を記載しております。**取得金額**につきましては、定期的にお送りしております**「取引残高報告書」の「◆非課税口座残高の明細」欄の「ご参考取得金額」をご参照ください**（もしくは、お取扱店の担当営業員までおたずねください）。

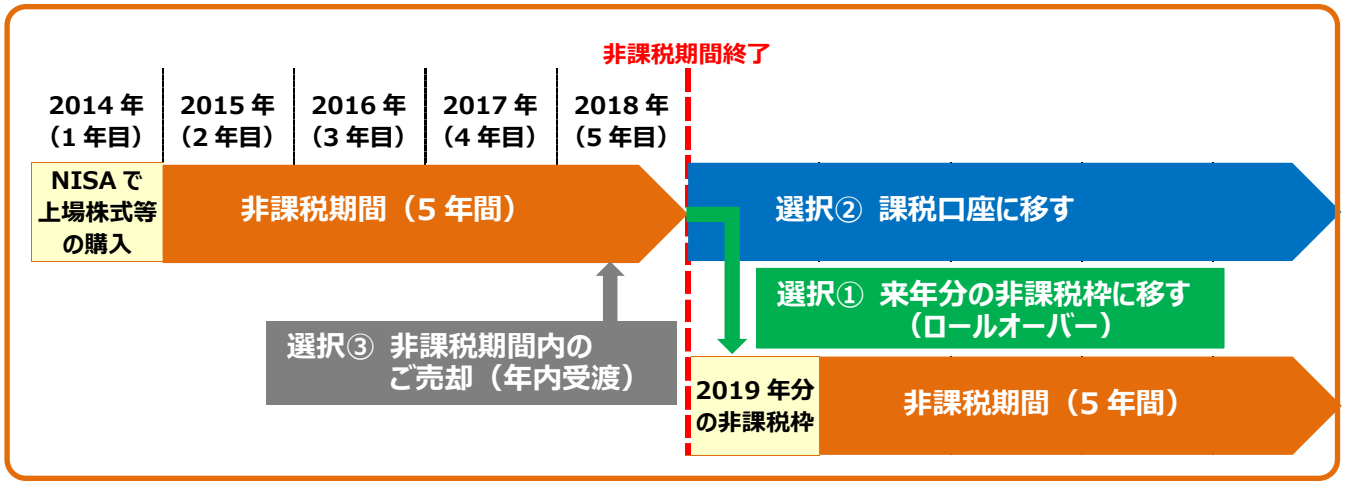

⚠ご注意事項

- **何もお手続きいただかなかった場合**は、来年 1 月に**自動的に課税口座へ移管**され、**来年 1 月 1 日の時価が新しい取得価額**となります（選択② のお取扱いとなります）。
- ロールオーバー（選択①）のお手続きをいただいたものの、書類の不備等により、**手続期限（本年 12 月 20 日当社必着）までにお手続きが完了しなかった場合も、自動的に課税口座へ移管**されます（選択② のお取扱いとなります）ので、ロールオーバーを希望されるお客様はお早めにお手続きください。
- **課税口座に移管された上場株式等は、NISA 口座に再度移すことはできません**のでご注意ください。
- 将来、結果的に**「ロールオーバー」**と**「課税口座への移管」**のどちらが有利であったのかは、その後の価格変動や他の取引等の状況により異なりますので、選択時にこの点を踏まえてご検討ください。

選択① 来年（2019 年）分の非課税枠に移す（ロールオーバー）を選択された場合

お手続きが必要です

「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を 2018 年 12 月 20 日（当社必着）までにご提出ください

- 2014 年分の非課税枠にある NISA 残高を 2019 年分の非課税枠に移管（ロールオーバー）することにより、譲渡益・配当等の**非課税期間を引き続き 5 年間（2023 年末まで）延長**させることができます（**損益通算等はできません**）。

- 2019 年分の非課税枠への移管（ロールオーバー）は、移管日（2019 年 1 月 1 日）の時価 (※) により行われ、**2019 年分の非課税枠はロールオーバーした分（移管日時価分）だけ新規投資できる額は少なくなります**。なお、移管日時価が 120 万円超の場合もロールオーバーできますが、2019 年分の非課税枠（120 万円）は使い切ることになり、NISA の新規投資はできません。

(※) 2019 年 1 月 1 日現在の時価が存在しない場合には、2018 年 12 月末の最終営業日の終値

＜例＞2014 年に上場株式を 100 万円で NISA 購入→ロールオーバー（本年末の終値 90 万円）
⇒ 2019 年分の非課税枠で新規投資できる額は 30 万円（年間非課税枠 120 万円－ロールオーバー分 90 万円）

ロールオーバーのお手続きについて

下記のご記入方法、ご注意事項等をよくお読みのうえ、**「非課税口座内上場株式等移管依頼書」**を **2018 年 12 月 20 日（当社必着）**までにご提出ください。

「非課税口座内上場株式等移管依頼書」のご記入方法

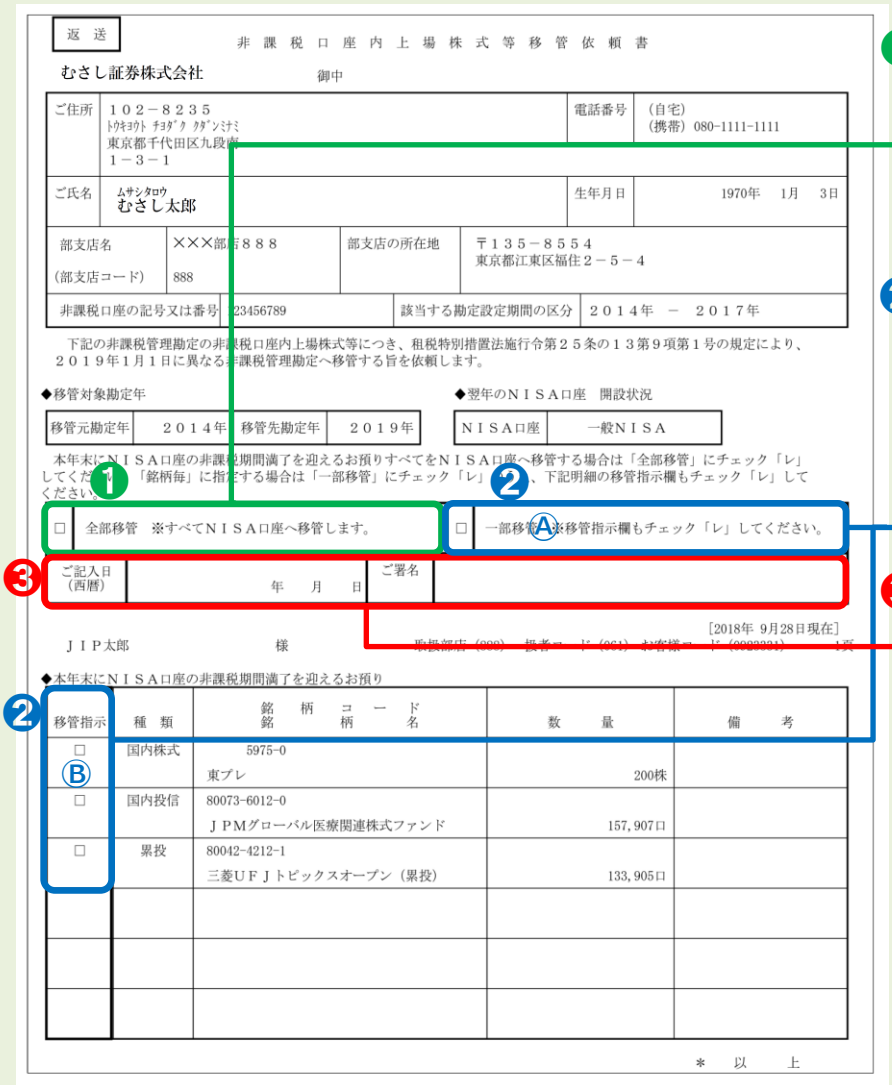
返送

非課税口座内上場株式等移管依頼書

むさし証券株式会社　御中

ご住所	102－8235 トウキョウト チヨダ ク ダンシタミ 東京都千代田区九段南 1－3－1	電話番号	（自宅） （携帯）080-1111-1111
ご氏名	ムサシタロウ むさし太郎	生年月日	1970年　1月　3日
部支店名 （部支店コード）	×××部店888 888	部支店の所在地	〒135－8554 東京都江東区福住2－5－4
非課税口座の記号又は番号	23456789	該当する勘定設定期間の区分	2014年　－　2017年

下記の非課税管理勘定の非課税口座内上場株式等につき、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号の規定により、2019年1月1日に異なる非課税管理勘定へ移管する旨を依頼します。

◆移管対象勘定年

移管元勘定年	2014年	移管先勘定年	2019年

◆翌年のNISA口座　開設状況

NISA口座	一般NISA

本年末にNISA口座の非課税期間満了を迎えるお預りすべてをNISA口座へ移管する場合は「全部移管」にチェック「レ」してください。「銘柄毎」に指定する場合は「一部移管」にチェック「レ」し、下記明細の移管指示欄もチェック「レ」してください。

□ 全部移管　※すべてNISA口座へ移管します。	□ 一部移管　※移管指示欄もチェック「レ」してください。

ご記入日（西暦）	年　月　日	ご署名	

JIP太郎　様

[2018年 9月28日現在]

◆本年末にNISA口座の非課税期間満了を迎えるお預り

移管指示	種類	銘柄コード 銘柄名	数量	備考
□ Ⓑ	国内株式	5975-0 東プレ	200株	
□	国内投信	80073-6012-0 JPMグローバル医療関連株式ファンド	157,907口	
□	累投	80042-4212-1 三菱UFJトピックスオープン（累投）	133,905口	

＊以上

❶ 「◆本年末に NISA 口座の非課税期間満了を迎えるお預り」に記載されている**全て**を翌年分の非課税枠に移管する場合は、**全部移管の□に✓**してください

❷ 「◆本年末に NISA 口座の非課税期間満了を迎えるお預り」に記載されている**一部**を翌年分の非課税枠に移管する場合は、**一部移管の□（Ⓐ）に✓の上移管する銘柄の□（Ⓑ）に✓**してください

❸ **ご記入日（西暦）**と**ご署名**をもれなくご記入ください

ご記入箇所について

- ❶または❷をもれなくご記入ください（両方に✓があった場合は**「全部移管」を優先**します）
- ❸をもれなくご記入ください
- **ご提出いただく前に、ご記入もれ等がないかをもう一度ご確認ください**

⚠ロールオーバー（選択①）を希望されるお客様は、お早めにお手続きください

- ロールオーバーには、来年分の非課税枠が当社に設定されている必要があります。**「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の「◆翌年の NISA 口座開設状況」欄が「未開設」と記載されているお客様**（他社で NISA をご利用のお客様や、まだマイナンバーをご提出いただいていないお客様など）は、**12 月 6 日（当社必着）**までに別途所定のお手続きが必要となりますので、**お早めに担当営業員までご連絡ください。**
- お手続きいただいたものの、**書類の不備等により 12 月 20 日までにお手続きが完了しなかった場合はロールオーバーされず、課税口座へ移管**されます（※課税口座に移管された上場株式等は、**NISA 口座に再度移すことはできません**）のでご注意ください。

⚠以下の事項をご確認の上、お手続きください

- ロールオーバーは**銘柄単位**でご指定ください（**数量単位の指定はお受けできません**）。
- 「非課税口座内上場株式等移管依頼書」には、本年 9 月 28 日現在の 2014 年分 NISA 残高を記載しております。**移管日（来年 1 月 1 日）時点**で、書面の**記載銘柄が株式移転・株式交換等により変更**があった場合や、**記載数量が増減資やご売却等により変更**があった場合にも、**非課税期間終了時の銘柄、数量でロールオーバーいたします**。

⚠年跨ぎのお取引について

- ロールオーバーを選択された場合は、年跨ぎの受渡しとなる NISA の買付は制限させていただきますことを予めご了承ください（注文時点では、来年分の非課税枠で新規投資できる額が確定していないため）。

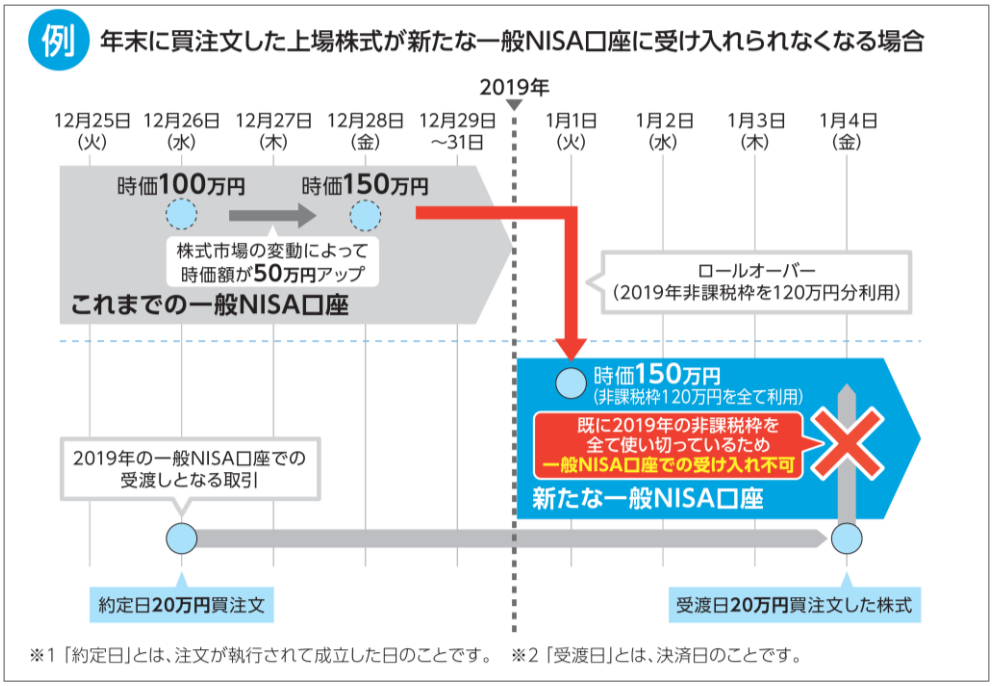

（日本証券業協会作成資料より抜粋）

選択② 課税口座（特定口座 または 一般口座）に移す を選択された場合

お手続きは不要です

「非課税口座内上場株式等移管依頼書」は返信不要です

- **特段のお手続きなく**、2014 年分の NISA 残高は**課税口座（特定口座を開設されている場合は特定口座**、特定口座を開設されていない場合は一般口座）に移管され、**移管後に生じた譲渡益・配当等は課税**されます（**譲渡損失が発生した場合は、損益通算や損失の繰越控除が可能**となります）。
- 課税口座への移管は、移管日（2019 年 1 月 1 日）の時価により行われ、**移管日時価**（※）**が新たな取得価額**となります。（※）2019 年 1 月 1 日現在の時価が存在しない場合には、2018 年 12 月末の最終営業日の終値
- 特定口座をお持ちのお客様が一般口座への移管を希望される場合は、一般口座への移管依頼書を当社にご提出ください（この場合、制度上、2014 年分の非課税枠でお持ちの同一銘柄の全てを一般口座に移管しなければなりません）。

⚠課税口座への移管（選択②）を選択された場合のご注意事項

■ 移管日の時価（2019 年 1 月 1 日の時価／存在しない場合には 2018 年 12 月末の時価）が課税口座における取得価額となり、**譲渡時には取得価額を基に課税**されます（損益通算等ができます）。

例 100万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座へ移管後、200万円で売却

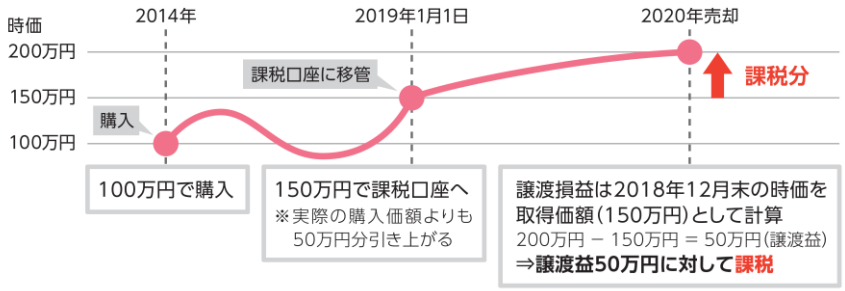

⚠ 課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管時の時価との差が譲渡益となり課税されます。

例 100万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座へ移管後、100万円で売却

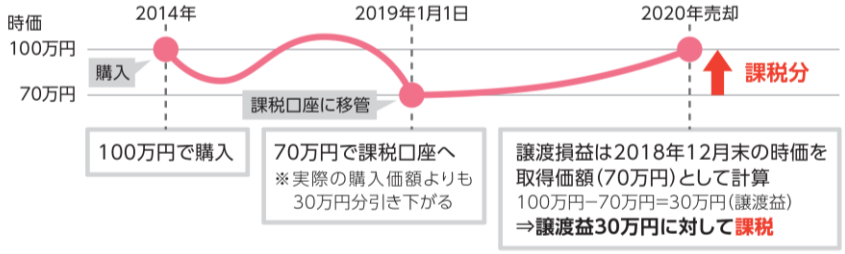

（日本証券業協会作成資料より抜粋）

選択③ 非課税期間内のご売却（年内受渡） を選択された場合

年内受渡のご売却については、譲渡益が非課税となります

※**年内に受渡が完了**となるよう、ご注文ください

本件に関するお問い合わせはこちらまで

むさし証券 トレジャーネット

電話 0120-972-408 受付時間 8：30～17：00（平日）

Mail： treasure-customer@treasurenet.jp

Web： https://www.treasurenet.jp/

商号等：むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 105 号

加入協会：日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会